

VOL. 48

通号 第 117 号

# あかんさす

「あかんさす」とは、浦和博物館 2 階バルコニー柱頭に見られる植物の葉の彫刻で、当館を象徴するキーワードの一つとなっているものです。

## 府藩県三治制下における「大宮県」の成立と浦和宿への県庁舎建設の経緯について

慶応 4 年（1868）<sup>うるう</sup> 4 月に公布した「政体書」の中で、明治新政府（以下「新政府」とする）は政府直轄地を「府」（旧幕領のうち江戸、京都、大阪などの要地）及び「県」（要地以外の旧幕領及び旗本知行地）、旧大名領を「藩」とする「府藩県三治制」と呼ばれる地方制度を定めました。

現在のさいたま市を含む地域は、岩槻藩領に属した地域を除き、同年 6 月以降に任命された「武藏知県事」の管轄となりました。その後「大宮県」の成立を経て、明治 2 年（1869）9 月に「浦和県」と改称し、同 4 年（1871）11 月、荒川以東を主な区域とする「埼玉県」（荒川以西の区域は「入間県」）が成立（現・埼玉県は明治 9 年 8 月成立）するに至ります。

今号では、大宮県の成立と浦和宿への県庁舎建設に関わる経緯について、関連史料を読み解きながら考察します。

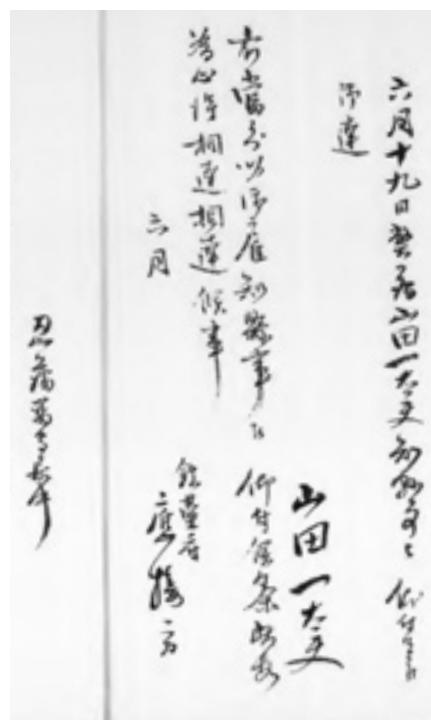
### 1. 大宮県の成立について

慶応 4 年 6 月から 7 月にかけて、新政府は武蔵国忍藩士山田一太夫政則、旧幕府代官松村忠四郎長為、旧幕臣桑山圭助效の 3 名を、武藏知県事に任命しました。おおよその管轄区域は、山田政則が豊島郡・足立郡・埼玉郡・榛沢郡・横見郡・比企郡・大里郡・幡羅郡・男衾郡・児玉郡・賀美郡のうち、松村長為が入間郡・新座郡・荏原郡・多摩郡のうち、桑山效が豊島郡・埼玉郡・葛飾郡のうちとなっており（郡名は当時）、従前の旧幕府代官支配地域をほぼ踏襲したもので、知県事の役所も江戸馬喰町の御用屋敷（旧幕府代官御用屋敷）が充てられました。なおこの時点では、いずれの管轄区域にも県名は付けられていません。

現在のさいたま市域を含む地域を管轄した山田政則は、同年 3 月と 5 月に忍藩・新政府間の伝達役を務めていたことが確認されます（註 1）。知県事任命に際し、新政府から忍藩にあてた通達書には「当分御雇をもって知県事仰せ付けられ」（史料 1）とありますが、翌明治 2 年（1869）1 月 10 日まで約 7 か月間、武藏知県事を務めました。

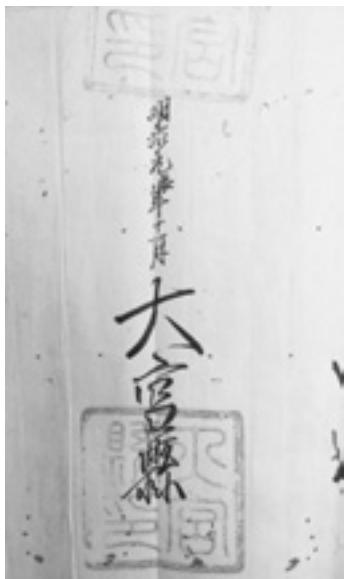
代わって武藏知県事となつた旧幕臣宮原中務忠英の就任直後の同年 1 月 28 日、新政府によつて「大宮県」設置が布告され、宮原知県事により、同日付けで管轄区域の村々に通知が出されました（註 2・註 3）。

ところで、この通知に先立つ明治元年



史料 1

（9 月 8 日改元）11 月付けの「大宮県」の署名と朱印が押された「年貢割付状」（領主がその年の年貢高を、村単位で割り付けた文書）が 5 点確認



史料 2

できます。

現在確認できるのは、足立郡二ツ宮村（現・さいたま市西区二ツ宮）、同郡土屋村（現・同市同区土屋）、同郡代山村（現・同市緑区代山）、埼玉郡境村新田（現・鴻巣市境）、同郡琴寄村（現・加須市琴寄）の5か村のものです（史料2・註4）。

これらの年貢割付状の発行時期は、山田政則知県事時代です。すると、既に同知県事の時から「大宮県」と名乗っていたことになります。一方、慶応4年6月から明治2年1月にかけて、村方から同知県事側へ提出された文書106点（埼玉県立文書館収蔵資料検索システムからの抽出による）の宛名を見ると、「山田一太夫」50点、「山田一太夫役所」48点、「山田一太夫様役所」・「山田一太夫御役所」各2点、「山田一太夫知行所」・「知県事山田一太夫支配所」・「知県事山田一太夫」・「民生裁判所知県事山田一太夫」各1点となっており、「大宮県」と記して村方が使用した形跡は全く見られません。これは、同知県事が自身の管轄区域を「大宮県」と称し始めた一方で、まだ新政府から公認された県名ではなく、従って村方へも周知するに至っていない状況を物語っています。

以上のことから、山田知県事は大宮宿に県庁舎を建設する意図から「大宮県」を称したと想像されますが、公式の設置が実現しないうちに知県事を交代することになり、後任の宮原知県事に引き継がれた可能性が考えられます。

## 2. 東角井家所蔵文書「年中諸用日記」に見る、「大宮県」県庁舎建設の経緯

氷川神社神主家の一つ東角井家が所蔵する「東角井家所蔵文書」（さいたま市立博物館寄託）中の明治2年分「年中諸用日記」（文書No350・『大宮市史』資料編3 所収）には、大宮県成立の地域事情を知る上で手がかりとなる記述が随所に見られます。以下、註のないものについては同日記によりながら、そのあたりの経緯を見ていくこととします。なお、慶応4年分の同日記には、まだ

「大宮県」の文言は見られません。

明治2年1月23日以前に、同じく氷川神社神主家の一つ西角井家からの話として、中山道大宮宿近辺へ大宮県知県事の「屋敷」（= 庁舎）を建設するため、建築中の期間大宮宿内で広い土地を借り受けたいという話が宮原知県事側から大宮宿役人惣代に伝えられ、その用地として西角井家の敷地を貸してもらえないかという相談を惣代から受けたことが、東角井家に伝えらました。

1月24日には、少し事情が明らかになり、これまで東京馬喰町にあった知県事の屋敷は引き払って、大宮宿に役所を建設したいこと、そのため大宮で広い空き地を選定し、ふさわしい場所に建設したいので、工事期間中に20人ほどの役人が40～50日滞在する詰め所として、西角井家の転用可能な座敷を借り受けたいという話であることがわかりました。東角井家では、それならば「寿能原ノ近辺」（現・大宮区寿能町付近）が庁舎建設地としてよいのではないか、と記しています。この話は当時氷川神社神主の岩井家に伝えられ、知県事による西角井家の敷地借り受けの件は、新政府の神祇官に伺ってから返答することとしたようです。

ところが3月17日、新政府は大宮県ほか6県の庁舎新築について、後日指示するまで見合わせるようにという布達を出しました（史料3）。7県の庁舎新築計画を同時に止めさせた事情は定かではありませんが、これにより宮原知県事が企図した、大宮宿への庁舎建設は一時見合せとなりました。

4月10日、宮原忠英に代わって尾張国名古屋藩士の間嶋万治郎冬道が大宮県知県事に就任しました。同知県事のもと、大宮宿大門町（現・さいたま市大宮区大門町）の北澤甚之丞宅を「仮住居」とする大宮県出張所が開設され、諸願いや訴訟に関する事務を取り扱う「聽訟方」の役人を置いて、6月3日から業務が開始されました。

二年三月十七日	
諸務新規建築事達起工	大宮宿

史料 3



同時に、年貢に関する案件は、当分の間馬喰町の「東京役所」の方で取り扱うことも、管内各宿村に伝えられました（註5）。

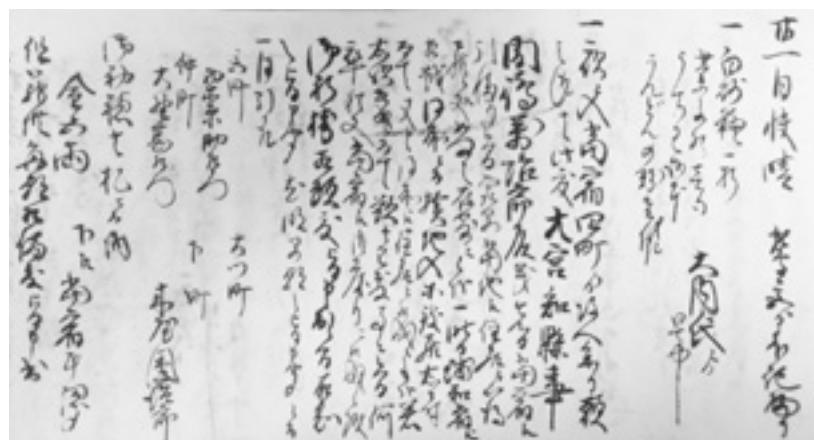
### 3. 県庁舎建築場所の選定とその経緯

大宮宿に県出張所が開設された2週間後の6月19日、間嶋知県事が中山道浦和宿に出向き、同宿内で土地の調査を始めたことがわかると、6月21日、大宮宿の宿役人たちが揃って東角井家を訪れ、同知県事が大宮宿に戻られるよう、祈祷の依頼がありました。東角井家では、これに応じて、7日間の祈祷を行っています。大宮宿役人たちの当惑する様子が見て取れます（史料4）。

7月中旬頃、新政府の巡察使が大宮県を視察した時の報告書には、同県は現地の県庁舎の場所がまだ決まっておらず、何か所か見分し、「浦和宿在又與野町或ハ別所村沼影村之内」で検討されているものの、まだいずれの場所とも決定していない。これらの庁舎建設候補地の宿村では「彼是ト争情アルヨシ」と不穏な状況であることが記されています（史料5）。

この時点では、庁舎建設候補地として「浦和宿在」（在は郊外の意）のほか「與野町」、「別所村」、「沼影村」の名が出ており、間嶋知県事は必ずしも浦和宿への建設一辺倒ではなかった様子がうかがわれますが、大宮宿の名は出てきていません。

その後、9月16日になって、神主の岩井家から「浦和宿江此度弥大宮県之御役所たて候ニ付」、地鎮祭を行ってほしいという依頼があったと、東角井家に伝えられました。前出の史料3以後この間、大宮県その他の県庁舎新築を認める新政府の文書は確認できませんが、この頃までに許可が下りたものと見え、浦和宿に



史料4

「大宮県」の庁舎建設が決まったことがわかります。そして、9月18日には浦和宿で氷川神社神主岩井家により地鎮祭が挙行されました。さらに、県庁舎建設中の9月29日には、新政府により「大宮県」を「浦和県」と改称する布告が出され（次頁史料6）、ほぼ大宮県を継承する形で浦和県が発足しました。

12月11日、浦和県の庁舎完成に伴う上棟式が挙行されましたが、東角井家には特に連絡もなかつたとし、上棟式の見物人が大勢出ていたらしいこと、浦和宿が百両、浦和宿助郷組合の各村が百両、合計二百両を浦和県に「差出候由」という風聞もある、と伝え聞いたことを加えて記述しています。

### 4.まとめ

「大宮県」の名称は、足立郡を含む地域を管轄する、初代武藏知県事山田政則により、明治元年11月には使用されはじめていたことが確認され、後任の宮原忠英知県事は大宮宿近辺に県庁舎を建設する意図をもち、明治2年1月の就任直後、地元に打診をしていました。

3月には新政府の事情で庁舎建設設計画が中断するも、4月に就任した間嶋冬道知県事が6月に大宮宿へ県の出張所を開設、その後3か月の間に、選定経緯は不明ながら、「大宮県」の庁舎建設候補地とされた浦和宿郊外、与野町、別所村、沼影村のうちから、最終的に浦和宿郊外（現在の県庁舎所在地）に建設することが決まり、9月には県名も「浦和県」に改められました。なお実際には、浦和宿字鹿島後と別所村の一部にまたがった台地上に、庁舎が建設されています。建設直前の土地の利用状況は資料がないためわかりませんが、文化8年（1811）の「浦和宿絵図」（註6）では、当該場所付近一帯は畠となっていました。

一方、当初庁舎建設候補地となっていた大宮宿

史料5（読み下し）	
心ノ方向ヲ定ムルヤウニ御移アリタシ（下略）	大宮縣
村方ハ彼是ト争情アルヨシ、早ク至當ノ場所ヲ決定シテ民	當時同宿名主宅ニテ仮館ヲ建施政ス、
村之内場所替ニナルト云、未夕孰レトモ不決ヨシ、陣ヤ附ニナルヘキ	當縣陣屋場所未定、當時同宿名主宅ニテ仮館ヲ建施政ス、
陣屋建場所々見分アリ、浦和宿在又與野町或ハ別所村沼影	當縣陣屋場所未定、當時同宿名主宅ニテ仮館ヲ建施政ス、



が、この過程で外れた理由は判然としません。「年中諸用日記」を見る限り、大宮宿の役人たちも、東角井家も、思い当たる理由がなく、当惑している様子が記述されています。県の出張所が既に設けられていたこともあり、県名同様に当然本庁舎も大宮宿付近に建設されると考えていた同宿の

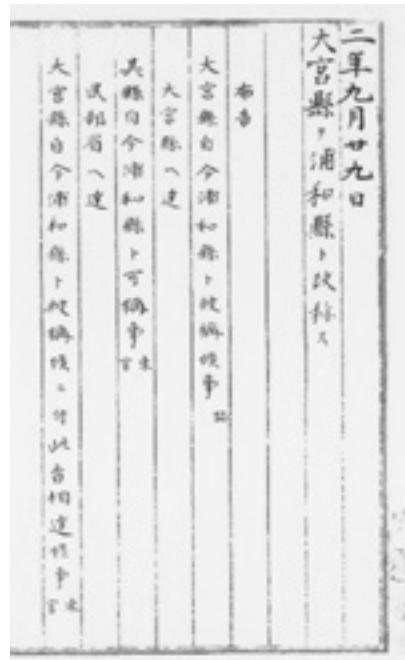
人々にとって、想定外の事態であつたということがうかがえます。  
(学芸員 雨宮正人)

註1 「松平忠敬家記」戊辰正月ヨリ十二月迄・御届（国立公文書館所蔵） 註2 「太政類典」第1編（国立公文書館所蔵） 註3 「御用留」（宇野家文書No144、個人蔵、埼玉県立文書館寄託） 註4 「辰御年貢割附」（都築家文書No856、個人蔵・さいたま市立博物館寄託）、「辰御年貢割付」（厚澤家文書No1290、個人蔵・埼玉県立文書館寄託、以下同じ）、「辰御年貢割附」（川田氏収集文書No1222）、「辰御年貢割附」（小林茂家文書No2584） 註5 「大宮県聴訟方中山道大宮宿へ出張六月三日ヨリ同所ニ於テ事務取扱ノ旨管内達」（埼玉県行政文書 明3679、埼玉県所蔵、埼玉県立文書館保管） 註6 「浦和宿絵図」（さいたま市アーカイブズセンター所蔵・さいたま市立浦和博物館保管）

史料1 「松平忠敬家記」從戊辰正月、十二月迄・御達（国立公文書館デジタルアーカイブ） 史料2 「辰御年貢割附」（都築家文書No857、個人蔵・さいたま市立博物館寄託）

史料3 「太政類典」第1編（国立公文書館デジタルアーカイブ） 史料4 「年中諸用日記」（東角井家所蔵文書No350、個人蔵・さいたま市立博物館寄託） 史料5 「武藏・相模諸県藩治民情巡察探索書」（大隈文書、原資料・早稲田大学中央図書館所蔵）

史料6 「太政類典」第1編（国立公文書館デジタルアーカイブ）



史料6

## 日誌 抄

- H31. 4／2(火)～R1. 5／6(祝) 昔の道具さがし  
4／2(火)～7(日)・4／27(土)～R1. 5／6(祝)  
昔のあそび  
4／28(日)・R1. 5／5(日・祝) 初めての子  
ども歴史教室
- R1. 6／8(土) 親子探鳥会  
6／14(金) さとえ学園小学校(4年生)体験学習  
6／25(火)～27(木) 中学生職場体験(三室中)  
7／10(水) 新和小学校(3年生)体験学習  
7／13(土)～8／25(日) 企画展「夏休み子ども博物館」、文化財さがし  
7／13(土)～28(日) 昔のあそび  
7／18(木)～28(日) 博物館学芸員実習  
7／20(土) 手づくりおもちゃ  
7／21(日) 昔のおもちゃづくり  
7／27(土)・28(日) 見沼通船堀のしきみ実験  
8／3(土) まが玉づくり  
9／20(金) 三室小学校(2年生)町たんけん  
10／2(水) 常盤北小学校(3年生)体験学習  
10／16(水) 大久保小学校(3年生)体験学習  
10／18(金) 先生のための「見沼通船堀のしきみ実験」講座  
10／19(土)～12／8(日) 特別展「県のはじまり」

- 10／19(土)・11／3(日・祝)・12／1(日) 特別展  
展示解説  
10／24(木) 浦和ルーテル学院小学校(3年生)体  
験学習  
11／2(土) 特別展関連講座「府藩県三治制とそ  
の時代」  
11／17(日)・24(日) 見沼通船堀のしきみ実験  
11／21(木) 三室小学校(4年生)見沼通船堀のし  
くみ実験体験学習  
11／22(金) 川口市立東領家小学校(4年生)見沼  
通船堀展示見学  
12／21(土)～R2.3／22(日) 企画展「ちょっと昔の  
くらしの道具展」  
12／21(土)～R2.1.13(月・祝) 昔のあそび  
R2. 1／13(月・祝) おもちゃづくり  
1／15(水)～17(金) 中学校職場体験(木崎中)  
2／1(土)～3／31(火) 昔の道具さがし  
2／4(火)～6(木) 中学校職場体験(本太中)  
2／6(木)・7(金) 中学校職場体験(埼玉大学教  
育学部附属中)  
2／7(金) 三室小学校(3年生)体験学習  
2／21(金) 浦和博物館・東浦和図書館連携講座  
(会場・東浦和図書館)

さいたま市立浦和博物館館報 あかんさす No117

編集・発行 さいたま市立浦和博物館  
〒336-0911 さいたま市緑区三室2458番地 TEL・FAX 048-874-3960  
発行日 令和2年3月19日  
ホームページ <https://www.city.saitama.jp/004/005/005/004/002/index.html>  
E-mail urawa-museum@city.saitama.lg.jp



この館報は2,000部作成し、一部当たりの印刷経費は26円です。

